

食品安全関係情報(10月4日 ~10月17日 収集分※)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

(集計数は、今回/前回)

10月4日 ~10月17日 (前回9月19日 ~10月3日)		国際機関 WHO・FAO等 (5/5件)	北米 米国 (4/7件)		カナダ (6/0件)	欧州 EU、EFSA (17/20件)		各国 (19/19件)	大洋州 FSANZ等 (2/3件)	アジア 中国 (8/12件)		各国 (7/3件)	中南米等 各国 (1/0件)	その他 報道、論文等も含む (23/27件)
化学物質 (24/29件)	化学物質・汚染物質	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	食品添加物	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	農薬	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物用医薬品	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	器具・容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	1	1	2	12	3	0	0	0	0	0	0	1	4
微生物・プリオン・自然毒 (28/25件)	細菌	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
	ウイルス	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原虫・寄生虫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
	植物性自然毒	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1
	カビ毒(マイコトキシン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	動物性自然毒	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
計	2	3	2	0	8	2	1	2	0	0	0	0	3	
新食品等 (6/4件)	新食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	GMO	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康食品	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	アレルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	1	
肥料・飼料等 (4/4件)	肥料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	
その他 (30/33件)	表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射性物質	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	1	1	3	0	7	5	0	0	0	5	
	論文情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	計	1	0	2	1	3	0	7	5	0	0	0	11	
海外の食中毒 (0/1件)	細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※収集期間については、主たる期間をいう。

食品安全関係情報(10月4日～10月17日収集分 92件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

【化学物質】

- ・世界保健機関(WHO)、ファクトシート「鉛中毒と健康」を更新
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、食品中のアクリルアミドに係る意見公募の結果に関するフォローアップ会合について公表
- ・オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM)、7～69歳のオランダ住民の食物中のアクリルアミド、硝酸塩、オクラトキシンAの摂取状況に関する報告書を発表
- ・論文紹介:「飲用水中の低レベルのヒ素の長期間暴露及び糖尿病の発症:食事、発がん及び健康の前向きコホート研究」

【微生物・プリオン・自然毒】

- ・米国疾病管理予防センター(CDC)、啓発資料「米国におけるエボラ出血熱に関する事実」を発表
- ・米国農務省動植物検疫局(APHIS)、12か月齢未満牛をBSEサーベイランスの検査対象から除外
- ・Eurosurveillance:「2012年8月から12月にオランダで発生したくん製サケに関連するサルモネラ・トンプソン大規模集団感染」
- ・英国政府、英国動植物衛生庁(Animal and Plant Health Agency: APHA)創設を公表
- ・スペイン農業食料環境省(MAGRAMA)、欧州における牛海綿状脳症(BSE)発生状況を更新、英国で1頭発生(2014年英国:1頭目)
- ・ニュージーランド第一次産業省(MPI)、エルシニア症の集団発生に関する情報を更新

【新食品等】

- ・欧州食品安全機関(EFSA)、遺伝子組換え体(GMO)のリスク評価へのラットのホールフード90日間反復経口投与毒性試験の適用可能性を説明

【その他】

- ・国際連合食糧農業機関(FAO)、「魚介類の安全性及び品質に関する評価及び管理:現在の慣行及び新興問題」と題するFAO水産業・水産養殖業テクニカルペーパー(2014年版)を公表
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、
 - ・クロムの食事摂取基準に関する科学的意見書を公表
 - ・セレンの食事摂取基準に関する科学的意見書を公表
 - ・亜鉛の食事摂取基準に関する科学的意見書を公表
- ・カナダ保健省(Health Canada)、放射線モニタリングデータ及び日本における東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響に関する情報を更新

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○その他—栄養

欧州食品安全機関(EFSA)、クロム、セレン及び亜鉛の食事摂取基準に関する科学的意見書を公表

公表日：2014年10月9、10日 情報源：欧州食品安全機関(EFSA)

クロム <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3845.pdf>

セレン <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3846.pdf>

亜鉛 <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3844.pdf>

欧州食品安全機関(EFSA)は10月9、10日、欧州委員会(EC)からの要請を受けて、EFSAの「栄養製品、栄養及びアレルギーに関する科学パネル」(NDA パネル)による微量ミネラルのクロム、セレン及び亜鉛の食事摂取基準に関する科学的意見書3報を公表した。概要は以下のとおり。

1.クロム

三価クロムは、炭水化物、脂質及びたん白質の代謝の調節におけるインスリンの働きに必要なものとされている。しかし、その代謝における役割と必須機能は実証されていない。グルコース及び脂質の代謝に対するクロム補給効果を評価しており、クロムの総摂取量に関する情報が明らかな唯一の研究で、正常血糖被験者のプラセボ供与期間とクロム供与期間ではグルコース代謝の各種パラメータに差異はなかった。NDA パネルは健常被験者におけるクロム摂取に関し、有益な効果を示す科学的根拠はないと結論付けた。さらにパネルはクロムの目安量^{*1}(Adequate Intake:AI)を設定することも適当でない結論づけた。

2.セレン

血漿セレンプロテイン P(SEPPI)濃度の上昇が止まることがセレンの必要量が満たされ、全ての組織にセレンが十分に供給されていることを示し、さらには機能的な体内セレンの量の飽和状態を反映していると考えられ、これを成人におけるセレンの食事摂取基準設定に用いた。ただし、データに不確実性があるため、平均必要量^{*2}(Average Requirement:AR)を算出するには不十分であり、AIを設定した。血漿SEPPI濃度を一定の高さに留めておくのに必要な量を超えてセレンを摂取することの便益についての科学的根拠は得られなかった。

成人のAIは70 μ g/日、生後7～11か月の乳児では15 μ g/日、小児(1～3歳)及び青年(15～17歳)ではそれぞれ15 μ g/日、70 μ g/日で、妊娠している女性には成人女性のAIを適用した。授乳中の女性は追加摂取量15 μ g/日を加え85 μ g/日とされた。

3.亜鉛

成人の生理的必要性は体の大きさと密接に関連していたが、体重で補正した後の性差はなかった。生理的必要性を満たすための食事によって摂取する亜鉛のARを、食品に含まれるフィチン酸による亜鉛吸収阻害作用を考慮に入れて推定した。

ARは、基準体重58.5kgの女性のARは6.2～10.2mg/日、基準体重68.1kgの男性では7.5～12.7mg/日、生後7か月を超える乳児と小児では2.4～11.8mg/日、妊娠中及び授乳中女性ではそれぞれの追加集団別参照摂取量(additional Population Reference Intakes)を1.6mg/日、2.9mg/日と推定した。

*1 目安量(AI):平均必要量・推奨量を算定するのに十分な科学的根拠がない場合に設定される指標で、ある性・年齢層の人々が良好な栄養状態を維持するのに十分な量である。

*2 (推定)平均必要量(AR):半数の人が必要量を満たす量である。

○関連情報 (海外)

・欧州食品安全機関(EFSA)、27種類の微量及び超微量元素がヒト及び/又は動物の栄養のためにEU域内及びEU域外の関係国で与えられた認可に関する最新の情報を報告(2010年7月28日)

(27元素とはアルミニウム、ヒ素、ホウ素、臭素、カドミウム、セリウム、クロム、コバルト、銅、フッ素、ヨウ素、鉄、ランタン、鉛、リチウム、マンガン、水銀、モリブデン、ニッケル、ルビジウム、セレン、珪素、銀、ストロンチウム、スズ、バナジウム、亜鉛)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03181220149>

・欧州食品安全機関(EFSA)、食料品に栄養目的で添加するクロム源としての乳酸クロム(III)三水和物に関する科学的意見書(2012年10月4日)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03680070149>

・欧州食品安全機関(EFSA)、特定栄養用途食品及び一般消費者向け食品(栄養サプリメントを含む)に栄養目的で添加されるクロム源としての三価クロムの安全性に関する科学的意見書(2010年12月1日)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03260140149>

・スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、エネルギー、主要栄養素及び微量栄養素の摂取に関する評価を公表(2013年7月26日)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03870600307>

・米国食品医薬品庁(FDA)、セレンを乳児用調製粉乳の必須添加物とする規則案(2013年4月15日)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03800080107>

○関連情報 (国内)

・厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2015年版)」

エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン及びミネラルの摂取量の基準が示されている。亜鉛、セレン、クロムについては以下のとおり。

1)クロム

(例:目安量 成人(18~29歳)男性 10 µg/日、女性 10 µg/日)

2)セレン

(例:推奨量 成人(18~29歳)男性 30 µg/日、女性 25 µg/日、妊婦付加量+5 µg/日、授乳婦付加量+20 µg/日)

3)亜鉛

(例:推奨量 成人(18~29歳)男性 10mg/日、女性 8mg/日、妊婦付加量+2mg/日、授乳婦付加量+3mg/日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000042638.pdf>

・食品安全委員会

1)クロムのファクトシート(平成25年6月)

ステンレス製品や多くの食品に含まれているクロムについての科学的知見について概説。

https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/130617_chromium.pdf

2)「清涼飲料水中のセレンの規格基準改正に係る食品影響評価書」(2012年10月)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/print/kya20120116331>

3)グルコン酸亜鉛の添加物使用基準改正に係る食品影響評価(2003年12月)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20031202103>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい。